

香芝市体育施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改 正 案

別表第 1 (第 9 条、第 13 条関係)

1 香芝市総合体育館の使用料

区分			9：00～1 1：00	11：00～1 3：00	13：00～1 5：00	15：00～1 7：00	17：00～1 9：30	19：30～2 2：00
本 館	全面使用	夏期	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 5,400	円 7,500	円 7,500
		夏期以外	3,000	3,000	3,000	3,000	4,200	4,200
	2分の1使用 (床面積の3分 の1以上2分の 1未満の部分)	夏期	2,700	2,700	2,700	2,700	3,700	3,700
		夏期以外	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3分の1使用 (床面積の6分 の1以上3分の 1未満の部分)	夏期	1,800	1,800	1,800	1,800	2,500	2,500
		夏期以外	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6分の1使用 (床面積の6分 の1未満の部 分)	夏期	900	900	900	900	1,200	1,200
		夏期以外	500	500	500	500	700	700
サ ブ 館	全面使用		700	700	700	700	900	900
	2分の1使用（床面積の 2分の1未満の部分）		350	350	350	350	450	450
トレーニング室			1人1回につき150円					
第1会議室			300	300	300	300	350	350
第2会議室			450	450	450	450	550	550
第3会議室			150	150	150	150	150	150

備考

- 1 「夏期」とは、7 月 1 日から 9 月 30 日までをいう。
- 2 入場料等を徴収する場合は、上記区分の 5 倍に相当する額（入場料等を徴収する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の 4 倍に相当する額を加算して得た額）を徴収するものとする。この場合において、備考 5 の規定は適用しない。
- 3 入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 4 使用時間を超過して使用する場合は、その超過する時間（1 時間未満の場合は、1 時間とする。）の属する時間区分の 1 時間当たりの使用料の 100 分の 130 に相当する額（10 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 5 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合は、上記区分（トレーニング室を除く。）の 2 倍に相当する額（使用する日が夏期に該当する場合は、夏期区分の使用料の額に、夏期以外区分の使用料の額を加算して得た額）とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

現 行

別表第 1 (第 9 条、第 13 条関係)

1 香芝市総合体育館の使用料

区分		9 : 00～1 1 : 00	11 : 00～1 3 : 00	13 : 00～1 5 : 00	15 : 00～1 7 : 00	17 : 00～1 9 : 30	19 : 30～2 2 : 00
本 館	全面使用	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 3,000	円 4,200	円 4,200
	2 分の 1 使用 (床面積の 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満の部分)	1,500	1,500	1,500	1,500	2,100	2,100
	3 分の 1 使用 (床面積の 6 分の 1 以上 3 分の 1 未満の部分)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,400	1,400
	6 分の 1 使用 (床面積の 6 分の 1 未満の部分)	500	500	500	500	700	700
サ ブ 館	全面使用	700	700	700	700	900	900
	2 分の 1 使用 (床面積の 2 分の 1 未満の部分)	350	350	350	350	450	450
トレーニング室		1 人 1 回につき 150 円					
第 1 会議室		300	300	300	300	350	350
第 2 会議室		450	450	450	450	550	550
第 3 会議室		150	150	150	150	150	150

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の 5 倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1 時間未満の場合は、1 時間とする。）の属する時間区分の 1 時間当たりの使用料の 100 分の 130 に相当する額（10 円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分（トレーニング室を除く。）の 2 倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額